

令和2年度（通所介護、基準型通所サービス、基準該当生活介護）事業計画書

ディサービス「さんご」

（運営方針）

利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者及び家族の立場に立った援助の基本姿勢を忘れる事なく、コミュニケーションを密にし、利用者の個別のニーズを見逃さず対応できるなど、家族の方の介護負担の軽減や利用者の生活の質の向上に努力します。

- ① 利用回数については、居宅介護支援事業所が作成したケアプランに基づいた利用回数を原則とします。
- ② 他のサービス提供事業所と連絡を密にし、利用者個々のニーズに応じた対応を行います。
- ③ 苦情に関する窓口を設置し、苦情があった場合には迅速かつ適切な対応を行います。
- ④ 利用者及び家族の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ⑤ 職員は積極的に施設内外の研修に参加し、資質の向上に努めます。

（事業所の職員体制）

※令和2年4月現在

職 種	人 数	備 考
管理者	1	生活相談員兼務
生活相談員	1	管理者兼務
介護職員	6	（1名）生活相談員との兼務 （1名）調理員と兼務
看護職	1	機能訓練指導員との兼務
機能訓練指導員（パート）	3	看護職員との兼務
調理員	1	介護職員との兼務
看護職（パート）	2	機能訓練指導員との兼務
介護職（パート）	3	介護職員
調理員（パート）	1	介護職員兼務
調理員（パート）	1	

(営業時間)

午前 9時30分 ~ 午後 4時まで

※日曜日・年末年始(12月30日から1月3日)は休業となります。

(利用定員)

3名(通所介護・基準型通所サービス・基準該当生活介護を含めた人数)

(サービス内容)

(通所介護)

利用者の居宅(自宅)から施設へ、当施設の送迎車両にて送迎を実施し、施設内にて養護、健康チェック、食事、入浴、レクリエーション、機能訓練等により、利用者の健康状態の確認や生きがいの増進、家族の方の介護負担の軽減を図るサービスです。

(基準型通所サービス・基準該当生活介護)

① 共通的サービス

利用者が自立した生活を送っていただけるよう、居宅(自宅)から施設へ、当施設の送迎車両にて送迎を実施し、施設内にて養護、健康チェック、食事、入浴等の介助をさせていただき、利用者の健康状態の確認や生きがいの増進を図るサービスです。

②集団的なレクリエーション、創作活動等による機能訓練を実施します。

(一日の流れ)

	通所介護	基準型通所サービス	基準該当生活介護
	送迎(迎え)		
9:30	健康チェック (血圧測定、検温、脈拍、体重測定)		
	軽体操・ウェイトトレーニング		
	レクリエーション	入浴	
	入浴	レクリエーション	
12:00	昼食		
13:00	集団レク	機能訓練	
14:00	機能訓練	集団レク	
15:00	おやつ・休憩		
	談話・カラオケ		
16:00	送迎(送り)		

(令和2年度) 重点目標

機能の維持向上、意欲を引き出す、安心して過ごせる

レクリエーションや機能訓練など「さんご」での一日の取り組みの中で、利用者一人一人、笑って過ごして頂き「安心して意欲を持ちゆっくりと笑顔で過ごせる」と感じて頂きたい・・・

機能の維持向上、意欲を引き出す、安心して過ごせる

令和2年度年間計画書		
	防災訓練（10月・3月）非常時災害訓練（地震）（4月、8月、12月） 風水害訓練（9月）	
	ぬり絵カレンダー作成	
	お誕生日写真 プレゼント	
	かご作り お誕生日カード作り	
	封筒作り 野菜づくり	
	シルバーボランティア(月1回)入浴介助	
	作品を文化展へ出品する。（塗り絵、共同作品）	
	名所ウォークラリー	
	折鶴を広島、長崎に送る	
令和2年度毎月計画書		
4月	すてきなお守り おやつ作り（柏餅）	
5月		
6月	共同作品（菜の花） （大作）	
7月		
8月		
9月	敬老会	ボランティア訪問
10月	運動会	
11月	正月飾り作り つるし柿作り	
12月		
1月	お雛様作成 食材作り（旬のものを作る）干大根づくり	山菜その他
2月		
3月		
その他	興味のあるものに挑戦して頂く	